

日時:2011年12月12日(月)
場所:埼玉大学総合研究棟

埼玉大学男女共同参画室講演会

男女共同参画と災害・復興

前千葉県知事 堂本暁子



東日本大震災への対応における 男女共同参画視点の徹底についての要望

復興基本法案によれば、「できるだけ早期に」内閣に「復興庁」を設置し、東日本大震災復興対策本部・現地对策本部・復興構想会議等の機能を引き継ぐとされている(24条)。

復興庁及びこれに置かれる組織においても、基本理念である「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映」されるよう、男女共同参画を徹底すること。

内閣総理大臣をはじめ、関係閣僚に対しての要望書

復興構想会議の「提言」に使われている 「減災」の概念が狭義に過ぎること

「減災」とは、自然災害に対し、
被害を完全に封じるのではなく、
その最小化を主眼とする

ハード対策：防波堤・防潮堤の整備等
ソフト対策：防災訓練、防災教育等

「ソフト対策」の国際共通認識

「ソフト対策」と呼ばれるものにつき、
世界の災害・復興の実践の共通認識は、
「社会的脆弱性」の克服として捉えている。

男女、障害の有無、地域、年齢、階層など、
社会の亀裂・格差、差別、排除などを解消する
ことが、災害に強い社会を作る

7月21日
「東日本大震災からの復興の
基本方針骨子」

「1. 基本的考え方」

(viii) 男女共同参画の観点から、
復興のあらゆる場に女性の
参画を促進

基本方針骨子に対する要望

防災会議などに女性を1人2人入れただけで、男女共同参画関連の政策が実現するわけではない。



男女共同参画の政策を立案し、それを具体化するための**独立した部署**を復興対策本部(将来は復興庁)、現地対策本部に設けること

基本方針骨子抜粋

- 復興施策

- (市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手)

- まちづくりに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見を反映

- (雇用対策)

- 被災地域において、人口減少、少子高齢化に対応して第一次産業等の生涯現役の雇用システムを活用した全員参加型、世代継承型の雇用復興、兼業による安定的な就労と所得機会の確保等を支援。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用を被災地域で確保

基本方針骨子に対する要望

「施策の対象としての女性」

ではなく

「施策を策定する主体としての女性」

としての位置づけが必要

7月25日 大詰めに向けて 個別具体的な要望の作成

- **災害対策基本法の改正要求(後述)**
- 基礎自治体における女性の登用
- 使い勝手の良い交付金に女性枠
- 女性の就業・起業の資金を支援
- 支援人材特に専門家に女性を起用
- まちづくり協議会に、女性、障害者などの発言枠を設定

7月28日

「東日本大震災からの復興の基本方針」発表

1 基本的考え方

()男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、**女性の参画を推進する。**

あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

5 復興施策

(1) 災害に強い地域づくり

高齢化や人口減少に対応した新しい地域づくり

- () 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める

市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

- () 「各種専門家の派遣やデータベース化等にあたっては、女性の参加に配慮するとともに、」
- () 「まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める」

(2) 地域における暮らしの再生 地域の支え合い

- () 高齢者、子ども、女性、障害者等に配慮し、地域全体のまちづくりを進める中で、被災市町村の特性を踏まえ、安全な場所に集約化を進める。
- () 被災地や避難先における、不安や偏見等に基づく多様な人権問題に対し適切に対処するとともに、その発生を防止する取組みを行い、被災者の孤立を防止する。このほか女性の悩み相談を実施する。
- () 子ども・子育て支援については、(中略)両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用するほか、被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行うとともに、被災した青少年からの心理相談をはじめとす相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築を行う。

雇用対策

- () 若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。
- () 女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げの支援、農山漁村女性に対する食品加工や都市と農山漁村の交流ビジネス等の起業化の相談活動、経営ノウハウ習得のための研修等の取組みを支援する。

(3) 地域経済活動の再生 農業

() (八) 農業経営の多角化戦略

農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や再生可能エネルギーの導入、福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進

() 被災者の生活再建と被災地の復興に向け、(中略)全国的な経済活動の停滞等震災の様々な影響が、被災地はもちろん、全国的にも失業や病気などに脆弱な人々を直撃し、「社会的排除」状態に追い込むリスクを急速に高めている。

こうした中で、声を出しにくい人々に配慮し、誰をも排除しない包摂型の社会づくりを行っていくことは、被災地の復興だけでなく、今後の日本社会の発展にもつながるものである。このため、こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。

7 復興支援の体制等

- (1) 復興対策本部・現地对策本部の役割
)
「東日本大震災(復興対策本部)」及び「現地对策本部」の事務局に、復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。



8月2日 菅前首相と面談

菅前首相への要望事項

- 1 男女共同参画関連政策の実施に人材を確保し、必要な予算を投入すること
- 2 男女共同参画担当部署を設け、領域横断的な企画調整**権限**を持たせること
- 3 災害対策基本法の改正



「災害・復興と男女共同参画」の活動

- ・東日本大震災がきっかけ
- ・平常時の女性差別や社会の歪みが、集約的に顕在化
- ・災害リスクの削減
男女、障害者、高齢者、外国人、地域、宗教など、あらゆる種類の差別・格差・排除などを取り除くこと
- ・防災に強い地域社会の確立は、平常時の男女共同参画の徹底

活動の成果

(1) 東日本大震災復興基本法の基本理念(第2条二)に「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」と書き込まれた。

(2) 東日本大震災復興構想会議の『復興への提言』に「男女共同参画の視点は忘れられてはならない」と書き込まれた。

活動の成果

(3) 東日本大震災復興対策本部の「東日本大震災からの復興の基本方針」に、基本的考え方として「男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を推進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」と書き込まれ、他11か所でも男女共同参画ないし女性に言及された。

(4) 東日本大震災復興対策本部事務局に男女共同参画担当の参事官が配置された。

今後の課題

(1) 東日本大震災からの復興の基本方針に盛り込まれた各項目の実施の確認。

特に、地方における男女共同参画の視点からの政策の推進を確実なものとする。

(2) 災害対策基本法の改正。

現行法では、中央防災会議や都道府県防災会議の委員の任命について、警察本部長や消防機関の長など、男性が多い領域の職務が指定されている。女性の参画を進めるための法改正。

残された課題

(災害対策基本法の改正)

< 現状 >

- ・中央防災会議： 25人中、女性1人
- ・都道府県防災会議： 4.1% (10都県で女性0)

男性委員が多いのは、職務指定されているため。女性の参画を拡大するためには、法改正が必要。

(中央防災会議の組織)

第12条 中央防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 防災担当大臣

二 防災担当大臣以外の国務大臣、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

改正の要望事項(以下の趣旨を追加)

**「学識経験のある者」のうち、
女性を3割以上とする**

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

< 以下略(資料参照) >

改正の要望事項(カテゴリを増やす趣旨の条文を追加)

八 住民福祉等に関する活動を行う者及び
防災に関する学識経験のある者のうちから、
当該都道府県知事が任命する者

九 七号(公共機関)及び八号(新規)にお
ける委員のうち、女性を3割以上とする

最後に

- 災害に強い地域、日本の実現することは、つまり平時の「男女共同参画社会」の実現にほかなりません
- 東日本大震災復興基本法や基本方針に書き込まれた事項を、阪神・淡路大震災や中越大震災のときのように「お題目」に終わらせてはなりません。
- これからが正念場です。

A photograph of two ducks swimming in a body of blue water. The duck in the upper half is a brown duck with a yellow eye and a white beak. The duck in the lower half is a black and white duck with a yellow eye and a white beak. The water is calm with gentle ripples. The text "ご清聴ありがとうございました" is overlaid in the center of the image.

ご清聴ありがとうございました